

令和7年度
認知症対応型共同生活介護事業
募集要項

令和7年4月

大磯町町民福祉部福祉課高齢福祉係

【目次】

1 趣旨	3
2 募集を行うサービス及び整備数	3
3 事業を行う地域等	3
4 事業開始時期	3
5 応募の資格及び条件	3
6 施設整備等に係る補助等	4
7 事業所の確保	4
8 その他施設等整備条件	4
9 サービス提供	4
10 応募方法	
(1) 募集要項等の配布期間	4
(2) 募集要項の配布方法	5
(3) 質問の提出及び回答	5
(4) 提出書類	5
(5) 提出期間及び提出場所	6
(6) 提出時留意事項	6
11 選定方法	
(1) 選定の方法	6
(2) 選定結果	6
(3) 選定後の計画変更等	6
(4) 選定の取り消し	7
(5) その他留意事項	7
12 スケジュール	7

1 趣旨

大磯町では、～住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり～を基本理念とした第九期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

地域密着型サービスは、高齢者の身近な生活圏域の中で提供される介護サービスで、利用できるのは原則として、介護サービス事業所の所在する市町村の住民に限られ、当該市町村が事業者の指定及び指導・監督の権限を有します。

本募集については、認知症対応型共同生活介護を運営する事業者を審査・選定するために実施するものです。

2 募集を行うサービス及び整備数

地域密着型サービスの種類	定員等	整備数
認知症対応型共同生活介護	2ユニット 18名	1箇所

3 事業を行う地域等

本町では、町内を一つの日常生活圏域として、設定しているため、公募を行う地域については、町内全域が対象となります。

【大磯町内の地区別 65歳以上高齢者人数と高齢化率】 (令和7年4月現在)

地区名	65歳以上人口	高齢化率	地区名	65歳以上人口	高齢化率	地区名	65歳以上人口	高齢化率
高麗	785人	29.1%	南下町	173人	48.2%	馬場	858人	28.1%
東町	558人	30.6%	茶屋町	179人	45.0%	月京	269人	39.8%
長者町	484人	37.3%	裡道	42人	40.4%	生沢	543人	37.4%
山王町	715人	36.1%	台町	1,090人	33.7%	寺坂	116人	39.3%
神明町	278人	36.5%	西小磯東	974人	33.5%	虫窪	139人	46.6%
北本町	120人	48.2%	西小磯西	483人	33.4%	黒岩	66人	38.4%
北下町	246人	43.2%	国府新宿	1,020人	31.2%	西久保	54人	38.3%
南本町	62人	27.1%	中丸	869人	33.5%	石神台	866人	53.8%

※ 大磯町全体の65歳以上高齢者人数は10,989人、高齢化率は34.8%となります。

4 事業開始時期

令和8年度中（令和9年3月31日まで）に本町の指定を受け事業が開始できること。

5 応募の資格及び条件

応募事業者は、次の要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項の各号・同条第6項第1号から第3号及び第115条の12第2項各号・同条第4項各号に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年大磯町条例第9号）の定める基準を満たし、介護保険法に定める地

域密着型サービス事業者に指定され又は指定される見込であること。

- (3) 施設建設、設備整備及び事業運営に必要な資力が十分あり、長期間継続して健全で安定したサービスの提供ができ、指定する事業開始時期までに開設できること。
- (4) 法人と代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きをしていないこと。
- (6) 現に介護保険サービスを運営していること。かつ、当該事業に経験を持つ職員を配置し開設までに職員育成を確実にを行う予定であるなど、事業を円滑に実施する能力があると認められること。
- (7) 大磯町暴力団排除条例（平成24年3月19日大磯町条例第7号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

6 施設整備等に係る補助等

- (1) 大磯町からは、単独補助の予定はありません。
- (2) その他の補助として、令和8年度の神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（以下、「補助金」という）を活用することを予定していますが、現時点で当該補助金の活用を確約するものではありません。また、同補助金を活用することができた場合、県及び大磯町から交付決定を受けた後に工事契約等の手続きをしていただくことが条件となります。なお、当該補助金において、災害イエローゾーンにおける新規整備については、原則として補助金対象外となり、災害レッドゾーンにおける新規整備は補助金の対象となりません。

7 事業所の確保

事業所は、新築、改築の別は問いません。土地、建物の所有権は原則法人にあることとしますが、安定したサービスが提供できると認められる場合は、相当の期間の賃貸借によることも可能とします。

8 その他施設等整備条件

- (1) 設備等の確保については、「大磯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「大磯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」によるものとします。
- (2) 事業所を新築整備する場合は、大磯町まちづくり条例、大磯町景観条例の適応対象となる場合があります。あらかじめ大磯町都市建設部都市計画課へ事前協議してください。その他建築基準法をはじめとした関係法令等を遵守できていることが必須となります。なお、予定地は、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンに該当する区域は避けてください。

9 サービス提供

認知症対応型共同生活介護のサービスの利用対象者は、原則、大磯町の介護保険被保険者とします。また、地域密着型介護サービス費の額は、介護保険法に定める額とします。

10 応募方法

(1) 募集要項等の配布期間

令和7年4月8日（火）から5月16日（金）まで

(2) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、町ホームページからダウンロードしてください。

「[ホーム](#)>[健康・福祉](#)>[介護保険](#)>[地域密着型サービス](#)>[地域密着型サービスの公募](#)」

ア 募集要項（本書）

イ 応募申込書・提出書類

ウ 質問票

(3) 質問の提出及び回答

募集要項、提出書類の作成にあたり疑問や確認したい事項があれば質問票（別紙様式）により提出してください。質問票の提出については、電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参によることとします。回答については、町ホームページにより回答します。なお、提出期限後の質問及び電話等での質問については、お答えしません。

「質問用電子メールアドレス：oubo-kourei@town.oiso.kanagawa.jp」

質問提出期限 令和7年4月18日（金）午後5時15分まで

質問回答日時 令和7年4月23日（水）

(4) 提出書類

応募期間中に以下の書類を全て揃えて御提出ください。

① 大磯町地域密着型サービス事業者公募申請書	所定の様式
② 介護保険事業運営実績一覧表	
③ 法人の沿革	
④ 開設者(代表者)経歴書	
⑤ 役員等の名簿	
⑥ 理事会、役員会等の開催状況及びその議事内容等	
⑦ 大磯町地域密着型サービス事業者の公募に係る事業計画書	
⑧ 事業運営マニフェスト	
⑨ 研修計画の概要	
⑩ 従業者の雇用計画の概要	
⑪ 基本計画・基本設計レベルの配置図及び各階の平面図	周辺の状況の分かるもの
⑫ 開設予定地の周辺地図及び写真	
⑬ 収支決算書（最新年度を含む過去3年間分）	最新のものコピー可
⑭ 法人の登記事項説明書(全部事項証明書かつ履歴事項証明書)	
⑮ 市町村民税の納税証明書(法人町民税、固定資産税)	前年度分コピー可
⑯ 国税の納税証明書「その3の3」(法人税、消費税及び地方消費税)	直近決算の納期の到来したもの、コピー可
⑰ 土地及び建物の登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し	未登記又は未契約の場合は、賃貸借契約の交

	渉の状況が確認できる書類
⑱ 誓約書(両面印刷)	所定の様式
⑲ 暴力団でないことの誓約書	
⑳ 消防用設備(スプリンクラー)等の設置に係る誓約書	
㉑ 近隣住民等への周知・説明計画書	

※ ①から⑱までの書類は、正本1部及び副本7部(コピー可)を御提出ください。

※ ㉒から㉑までの書類は、正本1部を御提出ください。

(5) 提出期間及び提出場所

提出期間 令和7年4月8日(火)から5月16日(金)まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日は除く。)

時間は、午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時15分まで

提出場所 大磯町町民福祉部福祉課高齢福祉係
大磯町保健センター 1階

(6) 提出時留意事項

ア 提出書類は持参するものとし、郵送、メール及びファクシミリでの提出は不可とします。

イ 提出する際は、事前に提出日、提出時間の連絡をしてください。

ウ 提出書類に不備があった場合、書類の追加提出や訂正を求めることがあるため提出日については、留意してください。

エ 提出書類はファイル等に綴じ、項目ごとにインデックスを付けてください。

オ 用紙は、原則A4版で作成し、図面等A4サイズを超える場合は折りたたんでください。

カ 応募状況等の問い合わせは、一切お答えしません。

キ 書類の作成その他応募に必要な費用は応募事業者の負担とします。

ク 提出された書類は原則返却しません。なお、大磯町情報公開条例の規定により原則、提出書類は公開の対象となります。(一部非公開)

ケ 土地・建物の売買契約や賃貸契約等の締結又は同意書等応募書類の作成に当たっては、事業予定者の選定に係る応募段階であることを利害関係人に十分説明し誤解を与えないように注意してください。

11 選定方法

(1) 選定の方法

ア 書類審査と事業者のプロポーザルにより大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会が審議します。プロポーザルは公開となります。

イ 町は、大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会の報告を踏まえ、事業者を選定します。なお、選定の結果、該当事業者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果

選定結果は、結果の如何にかかわらず、すべての応募事業者に文書により通知します。また、応募・選定概況(事業者名含む)等について公表しますのでご了承ください。

(3) 選定後の計画変更等

事業予定者として決定を受けた後に事業計画を変更しようとする場合は、町長に事業計画変更届（任意様式）を提出し、承認を受ける必要があります。

また、やむを得ず、事業を中止する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 選定の取り消し

事業予定者と選定された場合でも次のいずれかに該当し、事業予定者として不適当であると町長が判断した場合は、選定を取り消します。

ア 提出された書類の内容に重大な不備及び虚偽があった場合

イ 事業予定者及びその関係者が町民の疑惑や不振を招くような行為をしたと町長が認めるとき

(5) その他留意事項

ア 選定の状況等の問い合わせは、一切お答えできません。

イ 大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会の審査前に次のいずれかの行為を行った場合は、審査を行うことなく失格とします。

(ア) 委員等に対し、直接・間接を問わず連絡又は接触した場合

(イ) 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町が認めた場合

ウ 事業予定者として選定されたことをもって、町からの事業所指定及び事業開始が確定したものではありません。（事業開始前に町の指定を受ける必要があります、別途指定に係る申請が必要となります。）

したがって、土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結、あるいは同意書の取得等に当たっては、利害関係人にその旨を十分説明し、誤解を与えることがないように、ご注意ください。

12 スケジュール

募集要項の配布から事業開始までのスケジュールは以下を予定していますが、諸般の事情により、変更される場合があります。

内容	期間及び年月日
募集要項の配布	令和7年4月8日（火）～令和7年5月16日（金）
質問書の提出	令和7年4月8日（火）～令和7年4月18日（金）
質問書に対する回答	令和7年4月23日（水）
応募書類の受付	令和7年4月8日（火）～令和7年5月16日（金）
プロポーザル・大磯町介護保険地域密着型サービス事業者選定委員会での審議	令和7年6月下旬
選定結果の通知・公表	令和7年7月中旬
介護保険法、老人福祉法等の関係各法の申請や届出など	事業開始3か月前
事業開始	令和9年3月31日まで

〒255-8555

神奈川県中郡大磯町東小磯 183

大磯町 町民福祉部 福祉課 高齢福祉係

電話 0463-61-4100 内線 315

F A X 0463-61-6002

メール oubo-kourei@town.oiso.kanagawa.jp